

<身体障がい者>

障がいの区分		障がいの級別
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
音声機能障がい又は 言語機能障がい		3級（喉頭摘出に係るものに限る。）
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
心臓機能障がい		1級、3級及び4級
じん臓機能障がい		1級、3級及び4級
呼吸器機能障がい		1級、3級及び4級
ぼうこう機能障がい		1級、3級及び4級
直腸機能障がい		1級、3級及び4級
小腸機能障がい		1級、3級及び4級
肝臓機能障がい		1級から4級までの各級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい		1級から3級までの各級

備考

複数の障がいが記載され、手帳の級別の表示が上の級となっている場合、個々の障がいにより判断します。

<戦傷病者>

障がいの区分	障がいの級別
視覚障がい	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障がい	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障がい	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障がい又は 言語機能障がい	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出に係るものに限る。)
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から 第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から 第3款症までの各款症
心臓機能障がい	特別項症から第5項症までの各項症
じん臓機能障がい	特別項症から第5項症までの各項症
呼吸器機能障がい	特別項症から第5項症までの各項症
ぼうこう機能障がい	特別項症から第5項症までの各項症
直腸機能障がい	特別項症から第5項症までの各項症
小腸機能障がい	特別項症から第5項症までの各項症
肝臓機能障がい	特別項症から第5項症までの各項症

備考

複数の障がいが記載された手帳の場合、個々の障がいの区分により判断します。

<療育手帳（愛の手帳）又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者>

障がいの区分	障がいの級別
療育手帳（愛の手帳）の交付を受けている者	1. 記載されている障害の程度がマル A（マル A の 1、マル A の 2）又は A の 1 の者 2. A の 2 で音声若しくは言語又は上肢の機能障がいがあり、身体障害者手帳に「3 級」と記載されている者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	1 級